

「家畜等の移動の制限」

愛知県告示第50-2号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第32条第1項の規定に基づき、次のように家畜及びその精液の移動を制限する。

平成31年2月9日

愛知県知事 大村 秀章

1 制限する家畜の種類

豚及びいのしし

2 家畜伝染病の種類

豚コレラ

3 制限する期間

平成31年2月9日から当分の間

4 制限する区域

家畜防疫員が家畜伝染病予防法第14条第3項の規定に基づき豚及びいのししを移動させてはならない旨を指示した農場